法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）。	
二～四　［略］	二～四　［同上］
五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第二項、第五十八条第三項、第六十条の十七第三項及び第六十条の二十九第二項	五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第二項及び第五十八条第三項
六～十一　［略］	六～十一　［同上］
十二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第二項で準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第二項	十二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十五条第二項で準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第二項
十三～十八　［略］	十三～十八　［同上］
十九　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第二項	［号を加える］
二十　海上運送法第三十九条の三十七第二項	
二十一　造船法第三十二条第二項	
二十二　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第八項	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）を実施するため、遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十二条第一項及び第三十一条第一項の規定による立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）第二十九条及び第三十九条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。